

春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例及び春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 総務

（春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

**第1条** 春日部市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。	別表（第2条関係） 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。

第2章 建設

（春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正）

**第2条** 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等</th> <th>近隣住民</th> <th>周辺住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>敷地境界線</td> <td>敷地境界線</td> </tr> <tr> <td>ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅</u></td> <td>からの水平距離が20メートルの範囲内の土地</td> <td>からの水平距離が100メートルの範囲内の土</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等	近隣住民	周辺住民	(略)	敷地境界線	敷地境界線	ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等</th> <th>近隣住民</th> <th>周辺住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>敷地境界線</td> <td>敷地境界線</td> </tr> <tr> <td>ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテ</u></td> <td>からの水平距離が20メートルの範囲内の土地</td> <td>からの水平距離が100メートルの範囲内の土</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等	近隣住民	周辺住民	(略)	敷地境界線	敷地境界線	ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテ</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物等</th> <th>近隣住民</th> <th>周辺住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>敷地境界線</td> <td>敷地境界線</td> </tr> <tr> <td>ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテ</u></td> <td>からの水平距離が20メートルの範囲内の土地</td> <td>からの水平距離が100メートルの範囲内の土</td> </tr> </tbody> </table>	建築物等	近隣住民	周辺住民	(略)	敷地境界線	敷地境界線	ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテ</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土
建築物等	近隣住民	周辺住民																											
(略)	敷地境界線	敷地境界線																											
ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>旅</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土																											
建築物等	近隣住民	周辺住民																											
(略)	敷地境界線	敷地境界線																											
ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテ</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土																											
建築物等	近隣住民	周辺住民																											
(略)	敷地境界線	敷地境界線																											
ホテル（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する <u>ホテ</u>	からの水平距離が20メートルの範囲内の土地	からの水平距離が100メートルの範囲内の土																											

<u>館・ホテル営業</u> の用に供する建築物をいう。)	の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに	地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに	<u>ル営業又は同条第3項に規定する旅館営業</u> の用に供する建築物をいう。)	の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに	地の所有者、建築物の所有者及び居住者並びに
(略)	管理者等	びに管理者等で近隣住民以外のもの	(略)	管理者等	びに管理者等で近隣住民以外のもの

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。